

静岡県原子力発電所環境安全協議会 会議録

<令和7年度第2回幹事会>

1 開催日・場所等

日 時	令和7年10月14日（火）午後2時00分～3時00分
場 所	静岡県庁 別館5階 静岡県危機管理センター（東）
出席者	幹事 16名 中部電力 3名 事務局 6名 計25名
議 事	○議事事項 (1) 浜岡原子力発電所周辺環境放射能調査結果第206号 (2) 静岡原子力だより206号（案） ○報告 (1) 浜岡原子力発電所の現況等
配布資料	○議事資料 資料1 浜岡原子力発電所周辺環境放射能調査結果第206号 資料2 静岡原子力だより206号（案） ○報告資料 報告資料 浜岡原子力発電所の現況等

2 議事事項

(1) 浜岡原子力発電所周辺環境放射能調査結果第206号

事務局から、令和7年度第2回環境放射能測定技術会（9月3日開催）で検討・承認された「浜岡原子力発電所周辺環境放射能調査結果第206号」について、資料1により説明し、確認された。

《質疑応答：なし》

(2) 静岡原子力だより206号（案）

事務局から「静岡原子力だより206号（案）」を資料2により説明し、承認された。

《質疑応答：なし》

3 報告事項

(1) 浜岡原子力発電所の現況等

中部電力株式会社から、浜岡原子力発電所の現況等について、報告資料により報告された。

<質疑応答>

静岡県： 核セキュリティに関して、10 ページ目のフローだと静岡県や周辺自治体への通報のタイミングはどこになるのか。また、通報の枠組みについて、運転情報や安全協定があるが、どの枠組みで通報することになっているのか。

中部電力： このフローの「早期通報」は治安機関への通報である。事象によっては、周辺環境への影響が懸念される場合もあり、静岡県や周辺自治体にも速やかにお知らせしなければならないことは理解しているものの、事象によってケースが多様で、常にこのタイミングと決め難いのが実態であり、適切なタイミングでの対応となる。また、核物質防護事案の通報の枠組みは、運転情報や安全協定とは別の枠組みであり、更なる脅威につながらないように、適切なタイミングでお伝えすることになる。

静岡県： 難しい部分を含むことは理解しているが、資料中の「早期通報」は治安機関への通報であり、我々静岡県や自治体側へのものではないということだと理解した。紹介のあった玄海原子力発電所の例でも、ウェブやテレビ、新聞などでいずれ情報が出るため、浜岡での事案を公開する前には、少なくとも自治体側にもご連絡いただけるようお願いしたい。

以上